

ギフトの内容・支給対象者（支給要件）・申請手続きについてはこちら



Q1 出産応援ギフト、子育て応援ギフトとはどのようなものですか？

A 出産育児用品等と交換できる専用カードを支給します。カードに記載された二次元コードから専用サイトにアクセスし、付与ポイント（出産応援ギフト：5万円相当、子育て応援ギフト：10万円相当）に応じてご希望の商品を選択し、申込みいただくものです。中央区出産・子育て応援事業は、国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、東京都との広域連携事業として実施します。

ギフトの詳細は、東京都ホームページからご覧いただけます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen.html

Q2 出産応援ギフトの支給対象者（支給要件）は？

A 令和5年4月1日以降に妊娠届け出後、保健師や母子保健コーディネーター（助産師等）による面談を受けた妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方）

Q3 子育て応援ギフトの支給対象者（支給要件）は？

A 令和5年4月1日以降に出生後（新生児訪問時等）に面談を受けた子育て世帯

Q4 申請期限はいつまで？

A 【出産応援ギフト】妊娠期間中

【子育て応援ギフト】お子さまが生後6か月になる前日まで

※やむを得ない事情があり申請ができなかった場合は、事情が止んだ後 3か月以内の申請が認められます。（やむを得ない事情は、災害、長期間の入院その他責めに期さない事情とし、忘れていたなどの理由は該当しません。）

この場合でも、お子さまが1歳に達する日以後の最初の3月31日以降は申請できません。

Q5 遡及支給対象と思われるが、ギフトを申請できますか。

A 遡及支給対象者の出産応援ギフト・子育て応援ギフトの申請は、令和5年9月1日に終了しました。

【遡及支給対象者】

令和4年4月1日～令和5年3月31日（令和4年度）に妊娠・出産した方

※対象の方へお送りしたギフトカード（オレンジ・グリーン）は、令和6年9月30日までに初回登録（ログイン）する必要があります。期日までにログインがない場合はギフトカードが使用できませんのでご注意ください。

Q6 所得制限はありますか？

A 所得制限はありません。

Q7 外国籍ですが支給対象となりますか？

A 国籍に関係なく要件を満たせば支給対象となります。

Q8 申請手続きの方法は？

A 【出産応援ギフト】面談を受けた保健師や母子保健コーディネーターに申請書をお渡しください。オンライン面談の場合は、郵送にてご提出ください。

【子育て応援ギフト】赤ちゃん訪問等の際に申請書をお渡ししますので、郵送にてご提出ください。

【送付先】

〒104-0044 東京都中央区明石町 12-1

中央区保健所健康推進課 出産・子育て応援事業担当

Q9 中央区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか？

A 転出前に中央区で支給要件を満たし、申請日時点で中央区に住民票がある場合は、中央区での支給対象となります。

※転出先の自治体で支給を希望する場合は転出先自治体へお問合せください。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトはどちらも複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q10 他自治体で妊娠の届出をし、中央区へ転入しますが、対象になりますか？

A 令和5年4月1日以降に他自治体で妊娠の届出をし、中央区へ転入した方は、中央区で面談を受けた場合に出産応援ギフトの支給対象となります。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトはどちらも複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q11 他自治体で出産し、中央区へ転入しますが、対象になりますか？

A 令和5年4月1日以降に他自治体で出生の届出をし、中央区へ転入した方は、中央区で赤ちゃん訪問（または面談）を受けた場合に対象となります。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトはどちらも複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q12 多胎児の妊娠・出産の場合は、どうなりますか？

A 出産応援ギフトは妊婦一人に対して、子育て応援ギフトは生まれたお子さんの人数に応じて支給されます。

Q13 流産・死産した場合は、対象になりますか？

A 令和5年4月1日以降に中央区に妊娠の届出を提出している方は、出産応援ギフトの対象となります。この場合、面談を実施せずにギフトの申請書の提出をもって支給を受けることができます。（産科医療機関等による妊娠の確認を受けていることが要件となります。）

Q14 令和5年4月1日以降に妊娠届を提出していましたが、人工妊娠中絶をした場合でも出産応援ギフトの対象になりますか？

A 妊娠届出後に面談を受け、その後人工妊娠中絶を行った場合は、出産応援ギフトの対象となります。（妊娠中に面談を受けていることが要件となります。）

Q15 令和5年4月1日以降に出生後、子どもが死亡した場合は子育て応援ギフトの対象になりますか？

A 子育て応援ギフトの対象となります。(面談等を実施することなく申請していただけます。)

参考ページ

- [流産・死産等を経験された方へ \(外部サイトへリンク\)](#)
- [東京都の相談窓口 \(外部サイトへリンク\)](#)